

平成27年6月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(ワ)第5482号 動産引渡等請求事件

口頭弁論終結日 平成27年4月24日

判 決

大阪府吹田市南金田2丁目3番2号

原 告 株式会社ワックインターナショナル

同代表者代表取締役 豊 浦 弘 貴

同訴訟代理人弁護士 塩 野 隆 史

ほ か

京都市伏見区下鳥羽北ノ口町64 グランディール伏見1F東

被 告 株 式 会 社 ワ ッ ク

同代表者代表取締役 中 川 貴 之

同訴訟代理人弁護士 椎 名 基 晴

主 文

- 1 被告は、原告に対し、別紙動産目録記載の動産を引き渡せ。
- 2 前項の動産引渡しに係る強制執行が不能のときは、被告は、原告に対し、1117万8300円及びこれに対する執行不能の日の翌日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 3 原告のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- 5 この判決は、第1、2項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告は、原告に対し、別紙動産目録記載の動産を引き渡せ。
- 2 前項の動産引渡しに係る強制執行が不能のときは、被告は、原告に対し、1117万8300円及びこれに対する平成25年6月14日(訴状送達の日)の翌日)から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

これは正本である。

平成27年6月26日

大阪地方裁判所第24民事部

裁判所書記官 湯川正寛

